

日進市家庭相談員 募集要項

●募集条件等

- ・ 募集人数 家庭相談員 1名
- ・ 勤務日時 月～金のうち4日以上勤務（原則 8:30～17:15）可能な人
- ・ 勤務場所 子育て支援課
- ・ 雇用開始 随時
※但し前任者との業務引継ぎ期間として、1～2ヶ月程度の間は臨時職員として雇用します（週4日以内、1日7時間勤務以内）。
- ・ 雇用要件 (1) 64歳未満の人（新卒可）
(2) 次の資格のいずれかを有する人
 - ア 教職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する人
 - イ 社会福祉士
 - ウ 精神保健福祉士
 - エ 保健師
 - オ 助産師
 - カ 看護師
 - キ 公認心理師
 - ク 社会福祉士となる資格を有する人（イに規定する人を除く。）
(3) 普通自動車免許を有する人
- ・ 業務内容 児童養育に関する相談
児童虐待・虐待の疑いなどの通報による対応
18歳未満の児童に関する相談全般
※相談は市役所相談室での相談のほか、市内関係機関等での出張相談、家庭訪問もあります。
子育て相談業務の総合的な調整機関として、市関係部署や外部関係機関との連携業務
- ・ 報酬 月額 200,000円
- ・ 雇用条件 月124時間 通勤費手当、資格手当等はありません
- ・ 身分等 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職（雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法の被保険者）
※注意）地方自治法及び地方公務員法の改正により、令和2年4月から非常勤特別職ではなく「会計年度任用職員」となります。
- ・ その他 臨時職員として雇用する間は、賃金（時間給）、通勤費を支給します。臨時職員として雇用する間の時間給は、1,360円です。

●申込み方法等

- ・ 申込方法 市指定の申込書（写真貼付）に必要事項を記載し、日進市役所子育て支援課（〒470-0192 住所不要）に提出（提出された申込書類は返却しません。）
- ・ 選考方法 面接審査
※面接時間等は後日通知します